特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成 27年 11月 消費者庁取引対策課

1.諮問の必要性

- 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。)は、 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の3類型について、他の法律の規定によっ て消費者の利益の保護ができると認められる場合は適用除外としている。(特商法 第 26 条第 1 項第 8 号二)
- 特商法第 64 条第 1 項の規定により、適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会(経済産業省)へ諮問することとなっているところ。
- 先般の第 189 回通常国会で「金融商品取引法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 32 号。以下この法律によって改正された後の金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。)を「改正金商法」という。)」が成立し、<u>いわゆるプロ向けファンド¹の私募・運用を行う「適格機関投資家等特例業務²」(改</u>正金商法第 63 条第 1 項)を行う者に対する規制が大幅に強化された。
- 具体的には、<u>広告規制、断定的判断の禁止、適合性の原則等の行為規制を大幅に拡充したほか(改正金商法第63条第11項)業務改善命令・6か月以内の業務停止命令に加えて業務廃止命令を規定した(改正金商法第63条の5第1項から第3項まで</u>)。
- 加えて、<u>いわゆるプロ向けファンドに出資を行うことのできる者の範囲について</u>、 従来は適格機関投資家以外の者(いわゆるアマ)の条件が規定されていなかった が、今回、政令及び内閣府令によって<u>一定の条件を満たす者に限定することとし</u> た(改正金商法第 63 条第 1 項第 1 号)。これにより、一般投資家の利益の保護を 図ることが可能となる。
- 以上より、今回、改正金商法に規定されたプロ向けファンドの私募・運用を行う 者(特例業務届出者)による適格機関投資家等特例業務について特定商取引法施 行令の適用除外の規定を検討する必要があることから、今般消費者委員会への諮 問を行う。(消費経済審議会への諮問は、別途、経済産業省が行う。)

^{1 1} 名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)と 49 名以内の適格機関投資家以外の投資家(いわゆるアマ)を対象とするファンド

² 業務内容としては 組合型集団投資スキーム持分の私募(改正金商法第63条第1項第1号) 又は 組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することに よる投資運用(改正金商法第63条第1項第2号)が規定されている。

2.諮問事項

● 特商法施行令によって特商法の適用除外となる「他の法律の規定によって・・・ (消費)者の利益を保護することができると認められる」(法第 26 条第 1 項第 8 号二)場合か否かについては、当該規定の導入以降、以下の二点が満たされているかにより判断しているところ。

消費者被害に対する是正措置が整備されていること

設置法に基づく一般的な行政指導等では不充分。具体的には、下記()()のいずれかが法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を予防、一定の強制力をもって改善することができると認められる場合を指す。

- ()業務改善命令、指示命令、約款変更命令、懲戒等に該当する措置(不当な 状態の是正)
- () 許可等の取消処分、営業停止命令等(不当な状態の非継続) 法目的との関係で消費者保護のための是正措置発動が可能であること
- 改正金商法に規定する適格機関投資家等特例業務が上記 及び の基準を満たす かについて検証すると、以下のとおり。

(について)

適格機関投資家等特例業務については、従来は行政処分の対象となっていなかったが、改正金商法により業務改善命令、6か月以内の業務停止命令、さらに業務廃止命令を発動することが可能となった(改正金商法第63条の5第1項から第3項まで)。また、従来は簡素な行為規制(虚偽告知の禁止及び損失補てん等の禁止)のみがかかっていたが、今般の法改正により行為規制が大幅に拡充され、顧客に対する誠実義務(金商法第36条第1項)や広告等の規制(金商法第37条)、断定的判断の提供禁止(金商法第38条第2号)、適合性の原則(金商法第40条)等が新たに適用されることとなった。

以上より、消費者被害に対する是正措置が整備されていると言える。

(について)

金商法は「…有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資すること」を目的としており(第1条) 購入者概念を含む「投資者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、 法目的との関係で消費者保護のための是正措置発動が可能と言える。

- なお、いわゆるプロ向けファンドに出資を行うことのできる者の範囲について、 今回、政令及び内閣府令によって一定の条件を満たす者(国、日本銀行、地方公 共団体、金融商品取引業者、保有資産が1億円以上かつ有価証券取引又はデリバ ティブ取引のための口座を開設して1年以上経過している個人等)に限定し、出 資を行うことのできる一般投資家の範囲が極めて狭くなった。このことからも、 消費者たる一般投資家が望まない取引に巻き込まれる蓋然性は極めて低くなった。
- したがって、改正金商法に規定する適格機関投資家等特例業務は、特商法の適用 除外とする旨の特商法施行令の改正を行うのが適当であると考えるところ、消費 者委員会に意見を伺いたい。

(注)今回追加される役務を特商法の適用除外とする場合の新旧対照表については別紙1参照。

以上

○特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)(附則第二項関係)

(傍線部分は改正部分)

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)(抄)

(適用除外)

- 第二十六条 <u>前三節の規定は、次の販売又は役務の提供</u>で訪問販売、通信販売又 は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
 - 一~七 (略)
 - 八 次に掲げる販売又は役務の提供
 - イ 金融商品取引法・・・(中略)・・・に規定する役務の提供
 - ロ 宅地建物取引業法・・・(中略)・・・に規定する商品の販売又は役務の 提供
 - ハ 旅行業法・・・(中略)・・・に規定する役務の提供
 - 二 イから八までに掲げるもののほか、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 <u>主務大臣は</u>、第二条第四項、<u>第二十六条第一項第八号二</u>、第二項、 第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二 号、第四十一条第一項第一号(期間に係るものに限る。)若しくは第二項、第 四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号<u>の政令</u> <u>の制定又は改廃の立案をしようとするときは、</u>政令で定めるところにより、<u>消</u> 費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

○ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)新旧対照表(抄)

改 正 案 現 行

(適格機関投資家等特例業務)

界六十三条 次の各号に掲げる行為については、第二十九条及び第三 │ 笠

十三条の二の規定は、適用しない。

生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。) といものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障を当しない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号においものに限る。) 以外の者が当該権利を取得するおそれが少しないものに限る。) 以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障をないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障をないものとして政令で定めるものを除く。) とび適格機関投資家等(適格機関投資家以外の者で政令で定めるものを除く。)

イ〜ハ (略)

類するものとして政令で定めるものを含む。)の運用を行う同条を調するものとして政令で定めるものを含む。)の運用を行う同条権利を有する者が適格機関投資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。)のみであるものに限る。)を有する者が適格機関投資家等(前号イからハまでのいずれる当該の事業のでは、一、第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(同一の出資対象

(適格機関投資家等特例業務

| 十三条の二の規定は、適用しない。| 第六十三条 次の各号に掲げる行為については、第二十九条及び第三

適格機関投資家等(適格機関投資家以外の者で政令で定めるものに限る。) 場ける権利に係る私募(適格機関投資家等(次のいずれにも該当 とない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に 当しない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に とないものに限る。) の(その数が政令で定める数以下の場合に限る。) 及び適格機関 として行う第二条第二項第五号又は第六号に とないものとして政令で定める数以下の場合に限る。) ので次のいずれにも該 のに限る。) ので次のいずれにも該 のに限る。) のいずれにも該

~ハ (略)

類するものとして政令で定めるものを含む。)の運用を行う同条権利を有する者が適格機関投資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。)のみであるものに限る。)を有する者が適格機関投資家等(前号イからハまでのいずれる適格機関投資家等(前号イからハまでのいずれる)の場所の場所を表別である。)に係る当該

|別紙3

(新設)	5 内閣総理大臣は、特例業務届出者(第二項の規定による届出をし
	で定めるものに限る。)を添付することができる。
	記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令
(新設)	4 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的
	三その他内閣府令で定める書類
	れにも該当しないことを誓約する書面
	二 個人である場合においては、第七項第二号イからニまでのいず
	·)
	を含む。)及び法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む
	れにも該当しないことを誓約する書面、定款(これに準ずるもの
	一 法人である場合においては、第七項第一号イからニまでのいず
	らない。
(新設)	3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければな
七•八 (略)	八•九 (略)
	所在地
(新設)	七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び
一~六 (略)	一~六 (略)
次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。	次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
者等を除く。)は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、	者等を除く。)は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、
業として行うことをいう。以下同じ。)を行う者(金融商品取引業	業として行うことをいう。以下同じ。)を行う者(金融商品取引業
2 適格機関投資家等特例業務(前項各号に掲げる行為のいずれかを	2 適格機関投資家等特例業務(前項各号に掲げる行為のいずれかを
	れがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)
第八項第十五号に掲げる行為	第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそ)

	機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在する
	ホ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格
	ニ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者
	い者(次号ハにおいて「暴力団員等」という。)のある者
	は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しな
	行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又
	ハ 役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な
	ロ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者
	する者
	イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当
	法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
)は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。
(新設)	7 次の各号のいずれかに該当する者(金融商品取引業者等を除く。
	により公表しなければならない。
	閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法
	ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内
	たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全
	項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主
	きは、遅滞なく、当該特例業務届出者に係る第二項各号に掲げる事
(新設)	6 特例業務届出者は、第二項又は第八項の規定による届出をしたと
	うち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。
	出をした者を除く。以下同じ。)に係る第二項各号に掲げる事項の
	た者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届

取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者 | いずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品 |

- | 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- する者 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当
- ロ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者
- ていない者
 「外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定め」
- 者 る外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない 家所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定す 事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事 本の国の第百八十九条第一項に規定す のののであってその主たる営業所若しくは
- 業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事は第六号に掲げる権利に係る契約において、適格機関投資家等特例には、当該適格機関投資家等特例業務に係る第二条第二項第五号又護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合

9

く、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。いう。) は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞ない。) 前項の規定に基づく届出を行つた者(以下「特例業務届出者」と

(新設)

9

12 • 13 10 11 (削る) 四十条の三の二、 五款、 は、 係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない 書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。 び第八章の二の規定を適用する。 第四十二条の七及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及 条の三、第三十七条の四、 たときは、 該契約について同項に規定する内閣府令で定める事項に変更があつ のに限る。 二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるものの変更に係るも 項を定め、 に係る部分に限る。 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合において 前項の規定により契約書の写しを提出した特例業務届出者は、 当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、 第三十六条第一項、 (略 遅滞なく、 第二項の規定による届出又は前項の規定による届出 後、 内閣府令で定めるところにより、 第四十二条、 内閣府令で定めるところにより、 第三十九条、 第三十六条の三、 第三十八条 第四十二条の二、 第四十条、 (第一号、 第三十七条、 第四十二条の四 第四十条の三 第二号及び第八号 当該契約の契約 当該変更に 第 第三十七 一節第 (第 当 5 7 4 は、 特例業務届出者、 め特に必要があると認めるときは、 条 託を含む。 業務の委託を受けた者 定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。 6 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合において 内閣総理大臣は、 (第一号に係る部分に限る。 当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、 (略) を受けた者を含む。 これと取引をする者又は当該特例業務届出者から 特例業務届出者の業務に係る状況を確認するた (その者から委託)及び第三十九条並びにこれらの規 次項において同じ。 その必要の限度において、 (二以上の段階にわたる委 に対し第一 第三十八

(新設)	(特例業務届出者に対する監督上の処分等) (特例業務届出者に対する監督上の処分等) (特例業務届出者に対する監督上の処分等) (特例業務届出者に対する監督上の処分等) (特例業務届出者に対し、当該特例業務届出者に対し、当該特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の運営に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反した場合には、当該特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の重部又は一部の停止を命ずることができる。
項の届出に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。 「できる。」 の業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該特例業務届出者の当業所、出者又は当該特例業務届出者の書類その他の物件の検査(同項の届出、又は当該特例業務届出者の書類その他の物件の検査(同項の届出に関し必要なものに限る。)をさせることができる。	(削る)

0

区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは

なければならない。 こととしたときは、書面により、その旨を特例業務届出者に通知し の関総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をする

(報告の徴取及び検査)

第六十三条の六 関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、 受けた者にあつては、 者の業務の状況に関し質問 を受けた者の営業所、 者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者 に当該特例業務届出者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託 から委託 つ適当であると認めるときは、 以下この条において同じ。 (二以上の段階にわたる委託を含む。 内閣総理大臣は、 当該特例業務届出者の業務に関し必要なもの 事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの (当該特例業務届出者から業務の委託を)に対し当該特例業務届出者の業務に 特例業務届出者、 公益又は投資者保護のため必要か これと取引をする を受けた者を含む 又は当該職員 (その者

新設

届出者の業務に関し必要なものに限る。)をさせることができる。例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該特例業務に限る。)をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特

八 資本金の額が五千万円以上である法人 七 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 る者 「前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定め	に掲げる行為を業として行う者しくは第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利を有する者が出資若五、対第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利を有する者が出資若		二 日本銀行	のいずれかに該当するものとする。 (適格機関投資家等特例業務) (適格機関投資家等特例業務) (適格機関投資家等特例業務)	改正安
 株券の発行者である会社 する者として内閣府令で定め	について同条第八項第十五号ける権利を有する者が出資若が出資若				案
(新設)	((新設)	(新設)	。	現行

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(抄) ※パブリックコメント中の改正案

【別紙4】

に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。 一 当該権利を有する者(以下この項において「出資者」という。に掲げるものであること。 「相資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業が次に掲げるものであること。 の他の内閣府令で定める有価証券(投資を行つた時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行つた時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める有価証券(投資を行った時点においての他の内閣府令で定める相談といる。	2 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件 十五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 該当する個人	況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件がる要件に該当するもの	十二 企業年金基金であつて、財産の状況その他の事情を勘案して 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人 総資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して
	(新設)	(新 設)	(((新 新 新 設 設 設 設

めるものを除く。)に対する投資を行うものであること。

を行うものでないこと。 て内閣府令で定める場合を除き、 投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとし 資金の借入れ又は債務の保証

しを受けることができないこと。 やむを得ない事由がある場合を除き、 出資者の請求により払戻

内閣府令で定める事項が定められていること。 当該権利に係る契約において、 法第六十三条第九項に規定する

兀 げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。 当該権利に係る契約の締結までに、 出資者に対し、 前三号に掲

3

4 に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。 ないものとして政令で定めるものは、 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少 次の各号に掲げる場合の区分

いること。 資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されて 権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投 限る。以下この号及び次号イにおいて同じ。)である場合 十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家(法第六 当該

定する者) 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が特例業務対象投資家 項に規定する者 であって (第 法第六十三条第一項第一号イからハまでの 一項に規定する場合にあつては、 同項に規 (第

2

(略)

3 ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少

に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。 十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家 (法第六

する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。 契約その他の法律行為により、 限る。以下この号において同じ。)である場合 うち適格機関投資家以外の者 六十三条第 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家等 項第 一号に規定する適格機関投資家等をいう。 (同号イからハまでのいずれにも該 当該権利を適格機関投資家に譲渡 当該権利に係る (法第

5

(略)

らる易合 - 欠こ曷げる<u>全に</u>つ要牛 いずれにも該当しないものをいう。イ及びロにおいて同じ。)で |

イ 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取ある場合 次に掲げる全ての要件

止される旨の制限が付されていること。
投資家又は特例業務対象投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の適格機関

象投資家の人数との合計が四十九名以下となること。はおいて「同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した特例業務対取得する特例業務対象投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利」という。)が有価証券として発行される目以前六月以内に、当盟を投資家の人数との合計が四十九名以下となること。

る場合 次に掲げるすべての要件当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。) であ

する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の者に譲渡・当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取

の合計が四十九名以下となること。

新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した一般投資家の人数と発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得する一般投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の取得する一般投資家の人数と当該六月以内に発行された同種のの合計が四十九名以下となること。

4

略)

 \bigcirc

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)(抄)

※パブリックコメント中の改正案

【別紙5】

業者と締結している者 ・ は別し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定をいう。)に関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定をいう。)に関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定をいう。)に関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定をいう。)に関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍その他不特定

五 前三号に掲げる者の役員又は使用人

及び姻族に限る。)

号及び前三号に掲げる者の親族(配偶者並びに三親等以内の血族)
ファンド資産運用等業者(個人である者に限る。)並びに第一

で。)の合計額が百億円以上であると見込まれることとする。第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同る資産(第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。次項付は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要

件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 令第十七条の十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要

る資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。

不 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有す

次に掲げる全ての要件に該当する個人であること。

業により業務執行組合員等としてその保有する資産の合計額が 約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事 任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与 任された組合員、 として取引を行う場合に限る。 億円以上であると見込まれる個人であること(業務執行組合員等 して、当該組合契約、 て同じ。)であって、 くこれらに類する者をいう。 業務執行組合員等 かつ、 当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づ 匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責 (組合契約を締結して組合の業務の執行を委 匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契 取引の状況その他の事情から合理的に判断 以下この号及び次項第四号ロにおい

は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

4 令第十七条の十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める者

第二条第四号に規定する公益目的事業をいう。)とするものしくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又は産業の抵力を対象が国若、との社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が国若、との社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が国若、との社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が国若、との社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が国若、との社員総会における。

(改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第四項に規定する年金資産の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する

項の規定による届出がされているものに限る。 力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百七十六条第一 五年厚生年金等改正法附則第五条第一 給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、 項の規定によりなおその効 かつ、 平成二十

有する資産の合計額が百億円以上であると見込まれる者 外国の法令上企業年金基金又は前号に掲げる者に相当する者で 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、 その保

次に掲げる要件のいずれかに該当する法人

1 契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法 事情から合理的に判断して、 保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。 次に掲げるものの子会社等又は関連会社等 人が保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれるこ 有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する 当該法人が業務執行組合員等であって、 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、 (業務執行組合員等として取引を行う場合に限る。)。 組合契約、 匿名組合契約若しくは 取引の状況その他の (令第十五条の十六 当該法人が

1 金融商品取引業者等である法人

同じ。

第四項に規定する関連会社等をいう。

次条第一項第十号において

五.

ハロ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社

資本金の額が五千万円以上である法人

純資産の額 (貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除し

円以上である法人て得た額をいう。次条第一項第二号において同じ。)が五千万

イ 当該一の日における当該会社の資産の帳簿価額の総額

資産」という。) の帳簿価額の合計額 当該一の日における次に掲げる資産 (第八号において「特定

以外のもの 以外のもの 当該会社の特別子会社の株式又は持分

 ② ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利(当該会社の事分につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。)

、貴金属及び宝石(当該会社の事業の用に供することを目的4) 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産業の用に供することを目的として有するものを除く。)

する資産 する資産 現金及び国内の金融機関に対する預貯金その他これらに類

として有するものを除く。

22

- 、 当該一の日以前の五年間において、当該会社の代表者及び当 (株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。)及び給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)のうち法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十四条。)及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額
- び次号に掲げる者である者に限る。)
 条の十二第一項第一号から第十四号までに掲げる者又は前各号及条の十二第一項第一号から第十四号までに掲げる者又は前各号及一、法第二条第二項第六号に規定する権利の発行者(当該権利を有
- び当該代表者に係る同族関係者が他の会社(外国会社を含む。)のにおける総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上であると見込まれる会社であって前各号に掲げる者のためにその資産を保有又は運用するもの
- 当該代表者に係る同族関係者が他の会社(外国会社を含む。)のる当該他の会社のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう。

 ・
 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、資産の帳簿価のをいう。
 ・
 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、資産の帳簿価のをいう。
 ・
 のをいう。

れること。 から5までに掲げる資産 ける当該他の会社の株式又は持分を除く。 総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合にお の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上であると見込ま (次号において「特別特定資産」という 及び前項第六号ロ(2)

別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である と見込まれること。 属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、 当該 一 の 日 の

6 者のうち次に掲げるものをいう。 第四項第六号ハ及び前項の (代表者であった者を含む。 「同族関係者」とは、 以下この項において同じ。 当該会社の代表

当該代表者の親族

の事情にある者 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様

兀 当該代表者の使用人

五. の資産によって生計を維持しているもの

前三号に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他

前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

次に掲げる会社

1 権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該会社 者をいう。ロ及びハにおいて同じ。 代表者等(当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる)が会社の総株主等の議決

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合に
表者等及びこれとイ又はロの関係がある会社が他の会社の
等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における
代表者等及びこれとイの関係がある会社が他の会社の総株主